

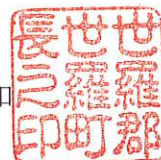


世羅町告示第 185 号

世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づく令和 6 年度
一般廃棄物処理実施計画を定めたので公表する。

令和 6 年 5 月 29 日

世羅町長 奥 田 正 和



令和 6 年度

世羅町一般廃棄物処理実施計画

世 羅 町

令和6年度世羅町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）施行規則第1条の3の規定に基づき、世羅町から発生する一般廃棄物の処理は、次のとおりとする。

1. 処理する一般廃棄物の種類

(1) 固形状一般廃棄物

- | | |
|--------------|----------|
| ① 可燃ごみ | ④ びん・缶 |
| ② 不燃ごみ | ⑤ ペットボトル |
| ③ 容器包装プラスチック | ⑥ 粗大ごみ |

(2) 液状一般廃棄物

- | |
|---------|
| ① し尿 |
| ② 浄化槽汚泥 |

2. 処理区域

世羅町全域とする。

行政区域内	人口	14,739 人	(令和6年4月1日現在)
	世帯数	6,797 戸	(令和6年4月1日現在)
	面積	278.14 km ²	
処理区域内	人口	14,739 人	
	世帯数	6,797 戸	
	面積	278.14 km ²	

(1) 固形状一般廃棄物

- | | |
|-------------|----------|
| ① 計画処理区域内人口 | 14,739 人 |
| ② 計画収集人口 | 14,739 人 |

(2) 液状一般廃棄物

- | | |
|--------------|----------|
| ① 計画処理区域内人口 | 14,739 人 |
| ② 計画（非水洗化）人口 | 2,126 人 |
| 計画収集人口 | 2,126 人 |
| 自家処理人口 | 0 人 |
| ③ 計画（水洗化）人口 | 12,613 人 |
| 浄化槽人口 | 11,100 人 |
| 農業集落排水人口 | 617 人 |
| 下水道人口 | 896 人 |

3. 一般廃棄物の排出状況

(1) 処理計画区域内の一般廃棄物量（固形）

- | | |
|---------|-----------|
| ア. 家庭系 | |
| ① 可燃ごみ | 1,729 t/年 |
| ② 不燃ごみ | 163 t/年 |
| ③ 資源化ごみ | 315 t/年 |
| ④ 粗大ごみ | 41 t/年 |
| ⑤ 資源回収 | 342 t/年 |
| イ. 事業系 | |
| ① 可燃ごみ | 1,288 t/年 |
| ② 不燃ごみ | 28 t/年 |
| ③ 資源化ごみ | 49 t/年 |
| ④ 粗大ごみ | 4 t/年 |
| ⑤ 資源回収 | 53 t/年 |

(2) 処理計画区域内の一般廃棄物量（液状）

- | | |
|---------|-------------|
| ① し尿 | 2,926 kℓ/年 |
| ② 浄化槽汚泥 | 11,151 kℓ/年 |
| ③ 自家処分 | 0 kℓ/年 |

4. 町が収集する一般廃棄物の種類（分別の区分）

（1）家庭系一般廃棄物（固形状）

- | | |
|---|--|
| ① 可燃ごみ
台所ごみ、紙類、布類、靴類、鞆類等 | ④ ペットボトル |
| ② 容器包装プラスチック
商品の容器・袋、食品トレー等 | ⑤ 不燃ごみ
不燃物、発火性危険ごみ、電池類、
蛍光灯類、充電式小型家電 |
| ③ びん・缶
無色、茶色、その他の色のびん、
アルミ缶（飲料缶のみ）、スチール缶（飲料缶のみ） | |

（2）前記（1）以外の固形状一般廃棄物

- ① 地域清掃ごみ
地域住民による公園・道路・河川等の清掃活動に伴って発生するもので、町長が処理の必要を認めたもの。
- ② 不法投棄ごみ
公共用地等に不法に投棄されたもののうち、原因者が不明で、かつ当該土地の管理者等による処理が著しく困難であるもののうち、町長が処理の必要を認めたもの。
- ③ その他
町長が必要と認めたもの。

5. 町が収集しない一般廃棄物

（1）事業系一般廃棄物（固形状）

事業者の事業活動によって発生したごみは、可能な限りの減量化（再生利用等の資源化を含む）の努力を行った後、排出者自らが適正処理をするものとし、適正な自己処理及び自ら搬入できない場合は、町長が許可した一般廃棄物（固形）収集運搬許可業者へ依頼するものとする。

町・県・国が管理する道路、河川の管理上で発生する法面等の草木は、排出者自ら再生利用等資源化を含む減量化の努力を行った後、適正処理するものとし、適正な処理が困難な場合は、運搬すべき場所及び処理方法について町長の指示によるものとする。

（2）一般廃棄物（液状）

一般家庭及び事業所等から排出された液状一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）は、町長が許可した一般廃棄物（液状）収集運搬許可業者により各家庭等から専用機材で収集し、世羅町美化センターで処理するものとする。

（3）一時多量ごみ

引越し、大掃除等で生じる一時多量ごみは、排出者自らが町長の指定する場所（町が実施する拠点収集場所又は三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場）へ搬入するか、町長が許可した一般廃棄物（固形）収集運搬許可業者へ依頼するものとする。

（4）家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第2条第5項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物は、家電リサイクル法に定める製造業者による再商品等を行うものとし、当該廃棄物の処分を依頼された者は、当該廃棄物を必ず指定取引場所に搬入すること。又は、リサイクル券を購入後、自ら指定取引場所へ搬入すること。

（5）パソコン（家庭系）

資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第12項に規定する自主回収対象パソコンは、自ら製造事業者へ再資源化を申込み、再資源化すること。または、小型家電リサイクル法の認定事業者へ回収を依頼すること。

(6) スプリング入りソファ、スプリング入りマットレス、マッサージ機

町長が指定する場所へ搬入（無料）するか、町長が許可した一般廃棄物（固形）収集運搬許可業者へ依頼（有料）するものとする。

(7) 在宅医療廃棄物

在宅医療として家庭で使用された注射器・注射針・点滴用品・薬等、原則は医療機関へ返却するものとする。

(8) その他、次の固形状一般廃棄物

- ア. オートバイ 自主取組みによる二輪車リサイクルシステム（廃棄二輪車取扱店）に持ち込み処理すること。
- イ. 自動車 自動車リサイクル法により適正に処理すること。
- ウ. その他 農機具、農業用プラスチック類、農業用農薬、建築廃材、プレジャーボート、ピアノ、消火器、ガスボンベ（カセットボンベを除く）、石油類等は、農協や販売店、製造元などへ処理を依頼するものとする。
庭木等の刈込みで生じる木くずや根株、竹類は、尾三地方森林組合に持ち込み処理する。
収集運搬については、自ら運搬するか、できない場合は町長が許可した一般廃棄物（固形）収集運搬許可業者へ依頼するものとする。

6. 直接搬入ごみ

固形状一般廃棄物の運搬は、当該排出者自らが行き、可燃ごみについては事業系自己搬入のみ三原市清掃工場で処理する。容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル、不燃ごみは、三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場及び町が指定する場所で処理する。

- (1) 家庭系自己搬入（無料）※可燃ごみを除く
- (2) 家庭系許可業者（有料）
- (3) 事業系自己搬入（有料）
- (4) 事業系許可業者（有料）

7. 一般廃棄物の処理主体及び排出抑制計画並びに清らかな水環境の維持

①一般廃棄物の処理主体

区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	家庭系	委託業者（4社） 1,729 t/年	三原市清掃工場 3,203 t/年 ※広域焼却残渣186 tを含む。	（一財）広島県環境保全公社 出島地区廃棄物等埋立処分場 468 t/年（埋立）
	事業系	許可業者（5社） 1,288 t/年		
不燃ごみ	家庭系	委託業者（4社） 157 t/年	三原広域市町村圏事務組合 184 t/年	三原市一般廃棄物最終処分場 6 t/年（埋立）
	事業系	許可業者（5社） 27 t/年		
容器包装 プラスチック びん・缶 ペットボトル	家庭系	委託業者（4社） 303 t/年	三原広域市町村圏事務組合 351 t/年	三原市一般廃棄物最終処分場 10 t/年（埋立）
	事業系	許可業者（5社） 48 t/年		
粗大ごみ	家庭系	委託業者（4社） 39 t/年	三原広域市町村圏事務組合 43 t/年	三原市一般廃棄物最終処分場 2 t/年（埋立）
	事業系	許可業者（5社） 4 t/年		
直接搬入	家庭系	直接搬入 20 t/年	三原広域市町村圏事務組合 22 t/年	三原市一般廃棄物最終処分場 1 t/年（埋立）
	事業系	許可業者（5社） 2 t/年		
資源回収		古紙回収 66 t/年	（資源回収業者処理）	（資源回収業者処理）
し 尿		許可業者（2社） 2,926 kℓ/年	美化センター 14,077 kℓ/年	（再資源化処理委託）
浄化槽汚泥		許可業者（2社） 11,151 kℓ/年		

②排出抑制計画

ア. 家庭系ごみ

- ・可燃ごみ 有料指定袋制実施により減量化・資源化の促進を図る。
食品廃棄物の減量対策として、生ごみ処理機等購入費の一部を補助し減量化等の促進を図る。
- ・不燃ごみ 中間処理による再分別を行い、一部はプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に沿った再資源化を図る。
- ・資源化ごみ 中間処理による再分別を行い、容器包装リサイクル法に沿った資源化を図る。
- ・集団回収 古紙等資源集団回収団体への奨励金交付制度により資源化を図る。
古紙等資源集団回収団体へ資源物保管庫設置費用の一部を助成し、資源回収の取組みを推進する。

イ. 事業系ごみ

すべてのごみ区分において、許可業者制、有料制を実施。事業系ごみの手引きにより、事業系ごみの明確化を図る。減量化・資源化に取り組むため、3Rを推進する。

③清らかな水環境の維持

生活排水を適正に処理するため、下水道普及の広報、合併処理浄化槽の適切な維持管理、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽切替の啓発、し尿処理世帯への合併処理浄化槽設置の啓発を行い清らかな水環境の維持を図る。

8. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

①家庭系一般廃棄物の収集方法

ア. 可燃ごみ、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル、不燃ごみ

固形ごみについては、5種9分別としステーション（指定集積場所）方式により搬出する。

5種とは廃棄物の種類であり、①可燃ごみ、②容器包装プラスチック、③びん・缶④ペットボトル、⑤不燃ごみとする。

9分別とは、家庭から排出できる次の区分のとおりとする。

①可燃ごみ

ただし、指定袋に入らない場合は、排出者自らが町長が指定する場所へ直接搬入するか、町長が許可した一般廃棄物（固形）収集運搬許可業者へ依頼するものとする。

②容器包装プラスチック

③びん・缶

④ペットボトル

⑤不燃ごみ ⑥発火性危険ごみ ⑦蛍光灯類 ⑧電池類 ⑨充電式小型家電

ただし、概ね50cm角の大きさまでとし、それ以上の場合は排出者自らが町長が指定する場所若しくは処理施設へ直接搬入するか、町長が許可した一般廃棄物（固形）収集運搬許可業者へ依頼するものとする。

イ. し尿及び浄化槽汚泥

し尿は概ね月1回収集し、浄化槽汚泥は浄化槽管理者が、町長が許可した一般廃棄物（液状）収集運搬許可業者へ依頼し、許可業者が速やかに収集する。

収集運搬は町長が許可し、区域指定した次の2業者が行う。

許可業者名	収集運搬の区域
世羅衛生興業有限会社	世羅町内 （旧甲山町（高野橋以西）、旧世羅町、旧世羅西町（大字小国本町産業振興区以西、大字黒川、大字上津田））地区
備後衛生有限会社	世羅町内 （旧甲山町高野橋西、旧世羅町、旧世羅西町一部を除く）

②排出容器等

可燃ごみについては、世羅町指定の可燃ごみ袋とする。

容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル及び不燃ごみについては、それぞれ分別し、透明もしくは中身の見える袋とする。ただし、袋に入れる事が適当でないものについては例外とする。

③事業系一般廃棄物（固形）

排出者自らが町長の指定する処理施設へ搬入するか、町長が許可した一般廃棄物（固形）収集運搬許可業者へ依頼するものとする。

④その他

地域住民による清掃活動に伴うごみは「可燃ごみ」と「不燃ごみ」に分別し、可燃ごみは町指定袋、不燃ごみは透明又は中身が確認できる袋に入れ、地域のごみステーションへ出す。ただし、ごみを出す場合は事前連絡を行うものとする。

また、排出抑制・再資源化等に関する啓発を広報せら、自主放送、防災行政無線等を利用して行う。

⑤家庭系一般廃棄物（固形状）の収集回数

収集運搬計画（甲山地域）

一般廃棄物の種類	収 集 形 態	収 集 回 数	収集体制	摘 要
可燃ごみ	ステーション方式	毎週月・木曜日	町 (委託)	町指定袋で搬出する。
容器包装プラスチック	ステーション方式	毎週水曜日		透明又は中身の見える袋で搬出する。
びん・缶	ステーション方式	毎月第2・4金曜日		
ペットボトル	ステーション方式	毎月第1・3金曜日		
不燃ごみ	ステーション方式	毎月第2・4火曜日		
(可燃系) 粗大ごみ 一時多量ごみ	拠点収集方式	毎月第2・4木曜日	町 (委託)	予約制 一時多量ごみは町指定袋で搬出する。
(不燃系) 粗大ごみ 一時多量ごみ	拠点収集方式	毎月第1火曜日	町 (委託)	予約制
			住民 (直接搬入)	三原広域市町村圏事務組合 不燃物処理工場

収集運搬計画（世羅地域）

一般廃棄物の種類	収 集 形 態	収 集 回 数	収集体制	摘 要
可燃ごみ	ステーション方式	毎週月・木曜日	町 (委託)	町指定袋で搬出する。
容器包装プラスチック	ステーション方式	毎週水曜日		透明又は中身の見える袋で搬出する。
びん・缶	ステーション方式	毎月第2・4金曜日		
ペットボトル	ステーション方式	毎月第1・3金曜日		
不燃ごみ	ステーション方式	毎月第2・4火曜日		
(可燃系) 粗大ごみ 一時多量ごみ	拠点収集方式	毎月第2・4木曜日	町 (委託)	予約制 一時多量ごみは町指定袋で搬出する。
(不燃系) 粗大ごみ 一時多量ごみ	拠点収集方式	毎月第1火曜日	町 (委託)	予約制
			住民 (直接搬入)	三原広域市町村圏事務組合 不燃物処理工場

収集運搬計画（世羅西地域）

一般廃棄物の種類	収 集 形 態	収 集 回 数	収集体制	摘 要
可燃ごみ	ステーション方式	毎週月・木曜日	町 (委託)	町指定袋で搬出する。
容器包装プラスチック	ステーション方式	毎週水曜日		透明又は中身の見える袋で搬出する。
びん・缶	ステーション方式	毎月第2・4金曜日		
ペットボトル	ステーション方式	毎月第1・3金曜日		
不燃ごみ	ステーション方式	毎月第2・4火曜日		
(可燃系) 粗大ごみ 一時多量ごみ	拠点収集方式	毎月第2・4木曜日	町 (委託)	予約制 一時多量ごみは町指定袋で搬出する。
(不燃系) 粗大ごみ 一時多量ごみ	拠点収集方式	毎月第1火曜日	町 (委託)	予約制
			住民 (直接搬入)	三原広域市町村圏事務組合 不燃物処理工場

(3) 最終処分計画

ア. 可燃ごみ

(1) 埋立処分

処分場 : 一般財団法人 広島県環境保全公社
出島地区廃棄物等埋立処分場
所在地 : 広島市南区出島4丁目地先
処理見込量 : 468 t

イ. 不燃ごみ、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル

(1) 埋立処分施設

処分場 : 三原市 一般廃棄物最終処分場
所在地 : 三原市八坂町10227番地
埋立地面積 : 21,000 m²
全体容量 : 163,000 m³
残余容量 : 43,237 m³ (令和5年度末現在)
埋立見込量 : 26 m³

(2) 焼却施設

処分場 : 三原市 清掃工場
所在地 : 三原市八坂町10227番地
処理方法 : 連続燃焼式
処理能力 : 90t 2基/24時間
焼却見込量 : 186 t

(3) 使用済み乾電池処理

委託先名称 : JFE条鋼 株式会社 水島製造所
所在地 : 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目
処理見込量 : 3.7 t

(4) 使用済み蛍光灯処理

委託先名称 : 株式会社 都市ビルサービス
所在地 : 広島県東広島市八本松町原4792番地
処理見込量 : 0.7 t

9. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

ア. 可燃ごみ

区 分	概 要
施設の名称	三原市清掃工場
所在地	三原市八坂町10227番地
処理方法	連続燃焼式
処理能力	90 t × 2 基 / 24時間
処理量	28,722t / 年

イ. 不燃ごみ、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル

区 分	概 要
施設の名称	三原広域市町村圏事務組合 不燃物処理工場「E c o r o」
所在地	三原市八坂町10227番地
処理方式	不燃・粗大ごみ処理 缶類圧縮処理（缶類圧縮機） ペットボトル圧縮梱包処理（圧縮梱包機） 容器包装プラスチック圧縮梱包処理（圧縮梱包機）
処理能力	不燃・粗大ごみ処理 5.0 t / 日（5 H） 缶類圧縮処理 6.8 t / 日（5 H） ペットボトル圧縮梱包処理 1.8 t / 日（5 H） 容器包装プラスチック圧縮梱包処理 6.4 t / 日（5 H）
処理量	4,100 t

ウ. し尿及び浄化槽汚泥

区 分	概 要
施設の名称	美化センター
所在地	世羅郡世羅町大字川尻10781番地11
処理方式	標準脱窒処理方式
処理能力	35kℓ / 日